

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者の総合支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、障害者総合支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援に関する事務
②事務の概要	①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請受理及び支給決定並びに支給決定の変更の申請受理及び変更の決定 ⑩指定自立支援医療機関の選定、医療受給者証の交付及び返還請求、障害支援区分の認定及び変更の認定並びに地域生活支援事業に関する事務 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請受理及び当該給付費の支給 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談給付費の支給申請受理及び当該給付費の支給並びに支給決定の変更の申請受理及び支給決定の変更の決定 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請受理及び当該給付費の支給 ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑥補装具日の支給申請受理及びその支給決定 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請受理及び当該給付費の支給 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨自立支援医療の申請受理及び支給認定、当該支給認定の変更、申請内容変更又は取消、し、当該医療費の支給並びに自立支援医療費等の審査及び支払 ⑩指定自立支援医療機関の選定、医療受給者証の交付及び返還請求、障害支援区分の認定及び変更の認定並びに地域生活支援事業に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携による照会・提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 田原市役所 福祉部 地域福祉課
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-23-3697

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申請書等に記載された本人情報のデータベースへの入力時、入力内容に誤りがないか等、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申請書等に記載された本人情報のデータベースへの入力時、入力内容に誤りがないか等、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	
-------	---	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月1日	公表日	2015/11/11	2020/2/1	事後	
令和2年2月1日	II-1(評価対象人数)	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	しきい値判定の結果による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	障害者福祉システム、統合宛名管理システム	障害者福祉システム、統合宛名システム、宛名管理システム	事前	システム更新に係る再実施による
令和3年3月22日	II-1(評価対象人数)	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	しきい値判定の結果による
令和7年11月26日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第一の84の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務権限で定める事務を定める命令	番号法第9条第1項及び別表の117の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和7年11月26日	I-5-①	健康福祉部 地域福祉課	福祉部 地域福祉課	事後	
令和7年11月26日	I-8	田原市役所 健康福祉部 地域福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番	田原市役所 福祉部 地域福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番	事後	
令和7年11月26日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年3月22日時点	令和7年8月30日時点	事後	
令和7年11月26日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年3月22日時点	令和7年8月30日時点	事後	
令和7年11月26日	IV8人手を介在させる作業	項目なし	<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された本人情報のデータベースへの入力時、入力内容に誤りがないか等、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。</p>	事後	
令和7年11月26日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である</p> <p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された本人情報のデータベースへの入力時、入力内容に誤りがないか等、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。</p>	事後	